

富山地方裁判所委員会（第11回）議事概要

1 開催日時

平成20年11月4日（火）午後2時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

富山地方裁判所大会議室

3 出席者（五十音順，敬称略）

【委員】

青木正良，石須秀知，蛭谷とし子，木村聡，佐藤真弘，新倉明，西川浩夫，山
佐和子，山崎隆志

【事務担当者】

西野民事首席書記官，中川事務局長，藤田総務課長，石田総務課課長補佐，安
田庶務係長

4 進行次第

(1) 新委員の紹介，新委員のあいさつ

(2) 議事

ア 委員長を選任

委員の互選により，青木委員が委員長に選任された。

イ テーマ「労働審判制度について」についての説明等

佐藤委員から，労働審判制度についての手続の流れ，特徴及びこれまでの
実施状況の説明がなされ，実際の労働審判を行ってきた感想が述べられた。

ウ 質疑応答及び意見交換

別紙のとおり

エ 次回テーマ

「裁判員制度の施行を迎えて」

オ 次回期日

平成21年5月26日（火）午後2時00分

以上

(別紙)

質疑応答及び意見交換(委員長, 委員)

同じ労働紛争を取り扱っても、労働審判手続よりも裁判の方が結論が出るまでに時間がかかるのは何故か。労働審判手続と裁判との違いはどのようなものか。

裁判では、証拠が直ぐに提出されないこともあり、争点整理に時間を要することがある。また、裁判では、事実認定が慎重に行われることから、証拠調べも慎重になされ、判決に至るまでに時間を要することになる。労働審判手続では、主張や争点等を明示して申立てをすることが求められており、原則的に3回以内の期日で審理を終結することになっている。おおかたの事件では代理人として弁護士がついていることから、申立書の内容が充実しており、1回目の期日で、主張、争点をはっきりし、証拠調べに近い事情の聴取も行うことができている。なお、労働審判手続にかかる申立費用は、裁判の半額となっている。

代理人である弁護士にかかる費用は、申立費用とは別に必要なのか。

そのとおりである。なお、労働審判手続から通常の裁判へ移行すると、裁判の申立費用と既に納めてもらっている労働審判手続費用との差額を追納してもらう必要がある。

雇用関係は、通常は複雑な関係とはなっておらず、労働審判委員も専門の知識を持った人が務めているので、労働審判の申立てにおいて、弁護士が代理人としてつき、争点等を明示して申立てをする必要はないのではないかと。

労働審判手続は、原則として3回で終わることを予定していることから、手続をよく理解している人が関与した方が適切であると考えている。代理人として弁護士がついていない場合は、中立的な立場の裁判所が手続についてアドバイスをしながら進める必要が出てくる。

労働紛争の解決手段としては、簡易裁判所における調停手続もあるが、労働審判手続との違いは何か。

簡易裁判所における調停手続は、お互いに譲歩をしながら話し合いで解決する

手続である。しかし、労働審判手続と違い、調停手続に關与する調停委員は、必ずしも労働關係の専門家ではない。また、調停が成立しない場合、別途訴訟の提起が必要となる。なお、調停に代わる決定という手続があり、裁判所が決定の内容を決めることになるが、労働審判手続の場合、労働審判委員会がその内容を決めることになる。

労働紛争を解決する窓口として労働基準監督署等があるが、そこが關与した労働紛争が裁判所にくることはあるのか。

労働基準監督署等が關与した労働紛争について、裁判所の事件に移行する手続というものはないが、労働基準監督署等から裁判所の手続が紹介されることはあるかもしれない。

裁判所における調停手続は、一般国民の中から任命された調停委員が中心となって調停を進めているが、労働審判手続の場合はどのようになっているのか。

労働審判手続の場合、裁判官及び労働審判員2人の合計3人で、労働審判手続を進めている。

労働審判手続で解決できなかった場合、それまでの手続が移行後の裁判に引き継がれるのか。

証拠等については、移行後の裁判に引き継がれないので、改めて提出してもらうことになる。

労働審判手続の申立手数料は、具体的にどの程度になるのか。

請求金額が50万円の場合は、申立手数料は2,500円となる。解雇無効による地位確認請求など、金銭で算定することができない場合には、請求額を160万円として計算し、申立手数料は6,500円となる。

労働審判手続の申立人は、従業員がほとんどなのか。

富山地方裁判所の場合、すべて従業員からの申立てである。

労働審判手続の終局状況はどうなっているのか。

地位確認請求については審判がなされたり、調停が成立したりしている。退職

金請求については取下げになったものがある。なお、印象の域を出ないが、解雇無効による地位確認請求については、解雇が認められないものが多く、申立人は労働審判手続で職場復帰を求めているが、現実的に職場復帰は難しく、自主退職扱いで退職金を支払って解決するものが多いようである。職場復帰が難しい理由としては、申立人である従業員自身が職場復帰への不安を持っており、職場復帰しても嫌がらせ等を受けることを懸念し、解決金の支払を受けた方がよいと考えてのことであると思われる。

申立てを考えている従業員としては、申し立てた場合、自分の主張が認められるのか分からないことから、申立て前に相談を受けてくれるところがあるとういのではないか。

裁判所としてできるのは手続相談のみであり、法律相談をすることができない。事前の相談ということになれば、労働委員会等で相談をすることになると思われる。労働委員会等では、賃金の未払や従業員の現在置かれている状況の解決が中心となると思われるが、そこで解決ができず、切羽詰まった状況になって裁判所の手続を利用することになるのではないか。その場合、労働委員会等で裁判所の労働審判手続を教示することになると思われる。

富山県弁護士会では、有料の法律相談をしている。また、各市町村での無料法律相談にも弁護士が参加している。法テラスや富山県弁護士会では、それらの相談日の案内もしている。

法テラスは、法律相談をしないが、労働紛争に対する簡単なアドバイスは行っていると思われる。基本的には、専門家を紹介することになる。

労働紛争の最初の相談窓口としては、労働委員会や弁護士となると思われるが、そこから裁判所へはどのような経緯でくることになったのか調査しているのか。

調査等はしていない。弁護士等との相談の中で労働審判手続の紹介を受け、労働審判手続を利用しているものと思われる。

富山地方裁判所においては労働審判手続の事件数自体が少なく、労働紛争を専

門としている弁護士はいないと思われる。なお、金沢市の弁護士が代理人としてついた事件もあった。労働審判手続を利用するか否かは、相談をした弁護士によるのではないか。

私は、労働審判手続を利用したことがない。富山県弁護士会では、労働審判手続の講習会をしたことがあるが、認知度は低いと思われる。労働時間や賃金等の雇用契約が守られていないということはあっても、解雇権の乱用という事案は稀であるという中で、労働審判手続の需要自体はあると思われる。労働審判手続の結果、どのように解決されているのかという内容が分かれば、利用する弁護士が増えるのではないか。富山県弁護士会としても会員に対し、労働審判手続を周知していかなければならないと考える。

労働審判手続の1回目の審理時間は、通常午後1時30分に始まり、二、三時間はかかっている。その理由は、1回目で争点整理を行い、事情を聞き終えたいと考えているからである。それにより、事実関係を早期に把握することができ、解決のための話し合いへと進むことができる。2回目の審理時間は、双方の主張の調整のみを行うことから、通常1時間半から2時間程度である。3回目の審理時間は、双方の主張の調整をし、調停が成立するような場合はあまり時間がかかっていない。

労働審判手続を広報するにはどのような方法があるか。

労働紛争を解決する機関がいくつかあるが、労働審判手続を選択するのに相応しい案件がどのようなものなのかよく分からないため、いくつかある紛争解決機関の違いを分かりやすく説明する必要があるのではないか。なお、労働審判員の氏名は公表しているのか。

労働審判手続は非公開の手続ということもあり、労働審判員の氏名は公表していない。

県の組織である労働委員会では、委員の名前が公表されており、利用者にとっては、情報が公開されているほうがよいと思うのではないか。

裁判所としては、労働審判手続は非公開の手続ではあるが、調停手続など他の非公開手続のこれまでの利用状況から信頼してもらっていると考えている。

労働紛争を解決する手続がいろいろあるが、すみわけが必要ではないか。労働委員会等によるあっせん手続は、法的拘束力はないが、労働審判手続による調停は、裁判上の和解と同じで強制力や執行力がある。労働審判手続の広報としては、労働審判手続の特徴を伝えていく必要がある。労働紛争を解決する各種手続を対比した一覧表があるとよいのではないか。労働紛争の件数がどの程度あるのか分からないが、労働審判手続の需要はまだあるのではないかと思われる。

弁護士による法律相談は費用が高いので、弁護士を利用せずに解決したいと考える人もいると思われる。労働紛争においては、解雇無効事案では、企業側が解雇が正当であることの理由付けをしなければならず、弁護士に依頼しなければ難しいということもあるが、職場復帰ではなく金銭解決をする事案であれば、弁護士がついていなくてもいいと思われ、そのような事案での需要の掘り起こしがいるのではないか。

労働審判手続において、1回目の期日で証拠調べまで行うことができるのは、あらかじめ争点が整理されているからである。本人による手続の場合、争点整理が難しいのではないかと思われる。そのため、1回目の期日に要する時間を多く確保し、当事者からより多くの事情を聞くことになると思われる。

労働審判手続の場合、申立手数料や弁護士費用がかかることから、利用者が無料である労働委員会等での解決を選ぶのではないか。裁判所の敷居は高いと感じられることもあり、労働審判手続の広報をうまくしないと、労働紛争に巻き込まれた人は裁判所に来ないのではないか。

労働審判手続では、申立手数料のほかに郵便料として4,000円程度を予納してもらっている。労働紛争の解決についてはすみわけが必要であると思われる。労働委員会等によるあっせん手続で労働紛争が解決するのであればそれでよいし、それが無理な場合、裁判所の手続を紹介してもらうことが重要ではないか。

労働審判手続ができてから、労働紛争にかかる裁判の申立件数は減っているということだが、労働紛争の解決については、それぞれの手続の特徴を理解してもらい、事案に応じてすみわけができるように広報していくことが必要である。裁判所としても他の機関への働きかけを検討したい。

労働委員会等によるあっせん手続に疑問を感じることもあるという話を聞いている。労働者の救済にとって、裁判所の手続を利用する方がよいと思われる事案についても、労働委員会等のような無料の手続の利用を選択するかもしれないので、申立人を支援する対策をとり、裁判所の手続を利用するようにしてもらいたい。

裁判所としては、本人から相談があった場合、相談機関を教示するなどしたい。

今後、委員の意見を参考にしたい。労働紛争を解決する他機関との協議についても検討したい。